

令和6年4月 保育所等入所のご案内



横浜市のご案内ページはこちら ⇒

一次申請

※令和5年度の申請をしている方も、改めて申請が必要です。

申請方法 郵送のみ（専用封筒使用）

申請締切 令和5年11月6日（月）消印有効

あて先 〒231-8350 横浜市こども青少年局 認定・利用調整事務センター

※**A**給付認定申請書、**B**利用申請書（保育所等用）は、必ず11月6日（月）までに提出してください。希望園の追加・順位変更や不足書類のみ、令和5年11月28日（火）（消印有効）まで追加提出を受け付けます。

※申請書類の不足・不備があった際に修正や準備できる期間が短くなりますので、なるべく早めの申請をおすすめします。

※以下に該当する方に限り、青葉区役所こども家庭支援課の窓口にて申請を受け付けます。それ以外の方は、書類を窓口にお持ちいただいても受付できません。

（ア）障害児、発育・発達の遅れなど、特別な支援を必要とする場合

事前に窓口での相談（要予約）が必要になる場合がありますので、お早目にこども家庭支援課へご連絡ください。また、お子さんと一緒に希望する保育所等を必ず見学してください。

（イ）横浜市外の保育所等の利用を希望する場合（利用案内P14を必ずご確認ください）

希望する保育所等のある市区町村に申請方法・必要書類・申請締切日をご確認のうえ、該当市区町村の申請締切日の遅くとも一週間前までにご申請ください。過ぎた場合は受付できません。

※申請が必要なくなった方（転園含む）の申請取下げ期限は、令和5年12月28日（木）です。過ぎた場合は受付できません。

11月7日（火）以降の受付分は、二次申請で利用調整を行います。

二次申請

※一次申請で保留となった場合、再度の申請は不要です。

申請方法 郵送 または 窓口申請

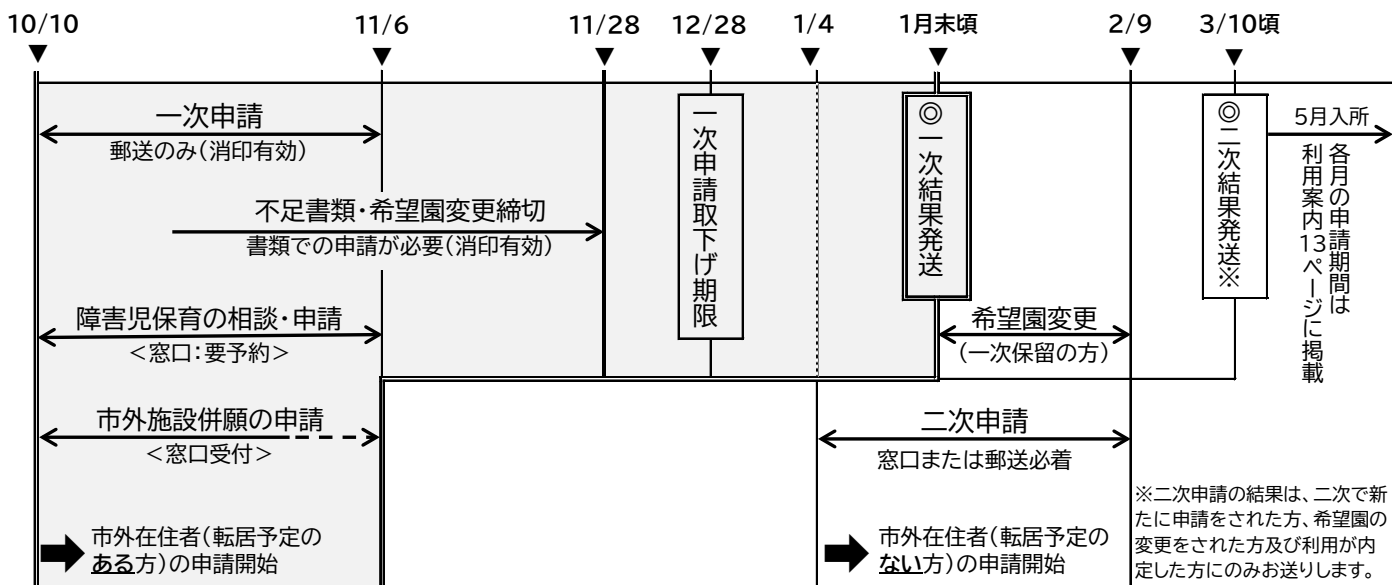
申請締切 令和6年2月9日（金）必着

あて先 〒225-0024 青葉区市ケ尾町 31-4 青葉区役所こども家庭支援課保育担当

二次申請の受付は、令和6年1月4日（木）から開始します。

★申請時から利用開始日までに世帯の状況（世帯構成・就労状況、住所等）が変わった場合は、必ず青葉区役所こども家庭支援課に届出またはご相談ください。

●令和6年4月 保育所等入所のスケジュール



●申請にあたっての留意事項

☑ 申請書類について

令和5年度と令和6年度で、申請書類の様式が異なります。令和6年4月以降の入所申請においては、必ず令和6年度版をお使いください。

また、不足・不備により基準日（4月入所の場合、令和5年9月30日）時点の世帯状況が確認できない場合、利用調整において不利になることがあります。申請書類を提出する前に、必要書類（利用案内P16～19）に不足がないか、記入済の申請書等に抜け・漏れがないかをご自身でよくご確認ください。

また、青葉区にお住まいの方は「令和6年度用 利用申請確認票（青葉区）」も併せてご提出ください。

☑ お子さんの健康・発達等の状況について

保育所等で安全に保育を行うため、お子さんの食事制限やアレルギー・服薬の有無、健診の有無、医療機関・療育機関への受診状況及び指摘事項等を[B]利用申請書・裏面の「健康状態等」欄に必ずご記入ください。内容により、保護者様へ確認することや関係機関の意見書等の提出をお願いすることがあります。

☑ 育児休業中の申請について

育児休業中に利用申請を行う方は、保育所等の利用（転園含む）が決まった場合、利用開始月中に育児休業を終了し、利用開始日の翌月1日までに復職する必要があります（地域型保育事業等の卒園児を除く）。事前に復職日や勤務時間について雇用先と調整してください。

[B]利用申請書・表面下部の「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」欄は、利用調整上のランク・調整指数・類型間優先順位を【Iランク、調整指数-10、求職中】という、最も低い値とするためのチェック項目です。ご自身の希望に応じて、チェックをされるか否かをご判断ください。

●お問合せ先

申請書類の書き方等に関すること	その他のお問合せ
専用ダイヤル【令和6年1月24日（水）まで】 ☎ 045-664-2607 FAX 045-840-1132 （年末年始除く 8:00～20:00）	青葉区役所こども家庭支援課 保育担当 ☎ 045-978-2428 FAX 045-978-2422 （平日 8:45～17:00）